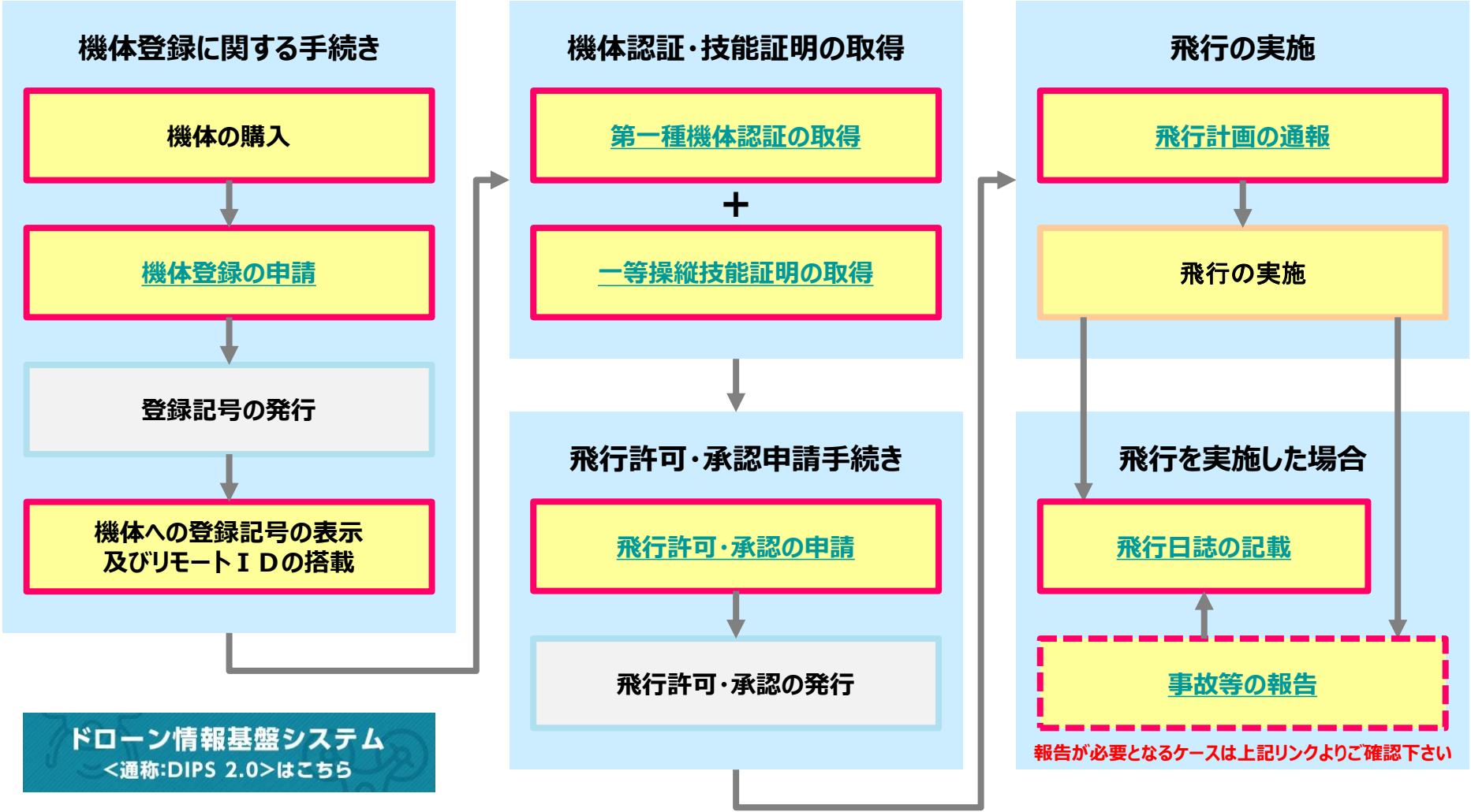


無人航空機を屋外で飛行させる ための手続きについて

令和4年12月

無人航空機を屋外で飛行させるための手続き【カテゴリーⅢ】

カテゴリーⅢで飛行させる場合は以下の対応が必要です。
詳細な対応方法は、[航空局HP上部バナー](#)より各制度ページをご確認下さい。[カテゴリーの詳細はこちら](#)をご確認下さい。



ドローン情報基盤システム
<通称:DIPS 2.0>はこちら

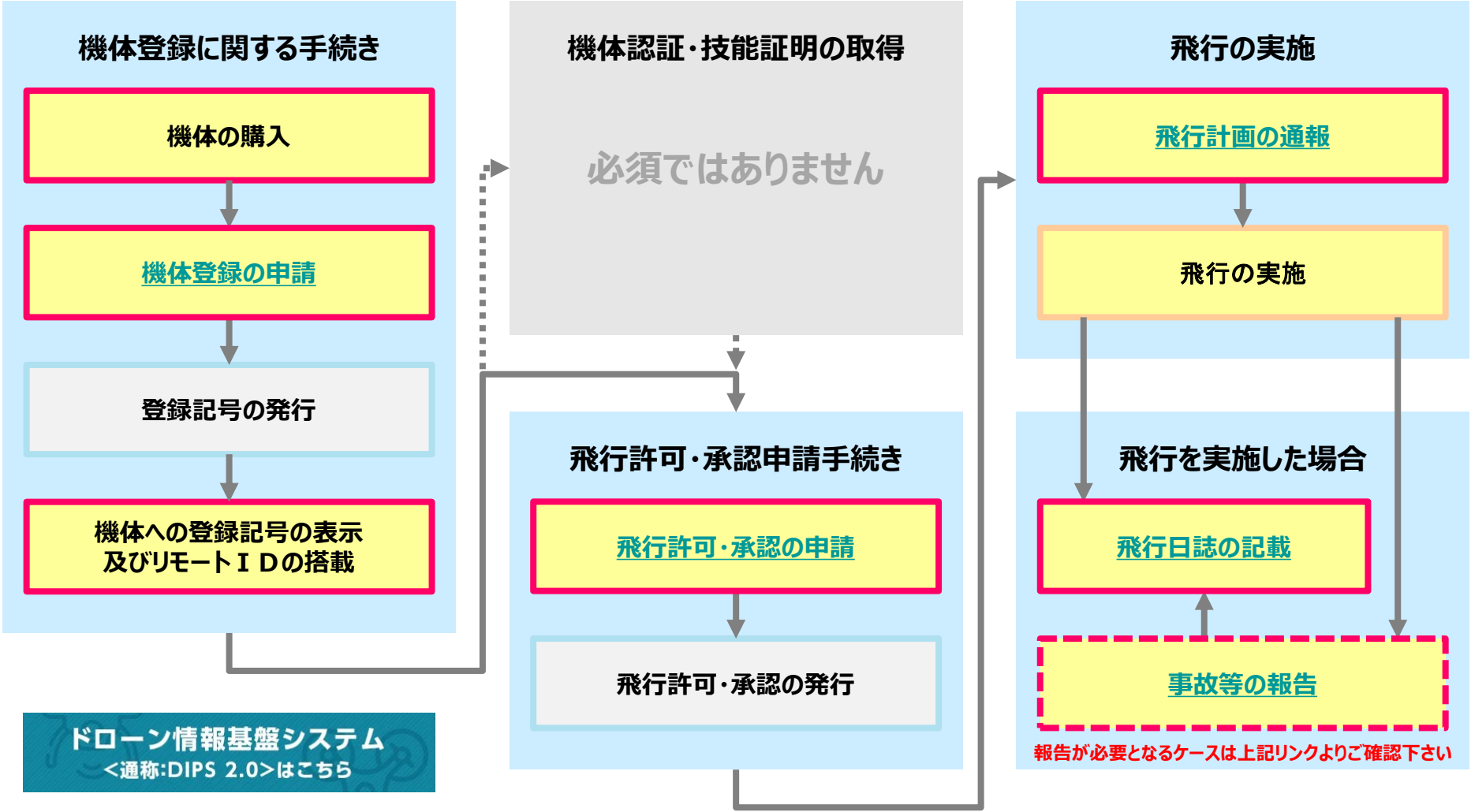
報告が必要となるケースは上記リンクよりご確認ください

【凡例】

- … 飛行者で**必要**な手続き
- … 飛行者で**推奨**される手続き
- … 国交省等が実施する手続き

無人航空機を屋外で飛行させるための手続き【カテゴリーII】

カテゴリーII（飛行許可・承認申請が**必要**な飛行）で飛行させる場合は以下の対応が必要です。
詳細な対応方法は、[航空局HP上部バナー](#)より各制度ページをご確認下さい。[カテゴリーの詳細はこちら](#)をご確認下さい。



ドローン情報基盤システム
<通称:DIPS 2.0>はこちら

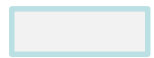
【凡例】



… 飛行者で**必要**な手続き



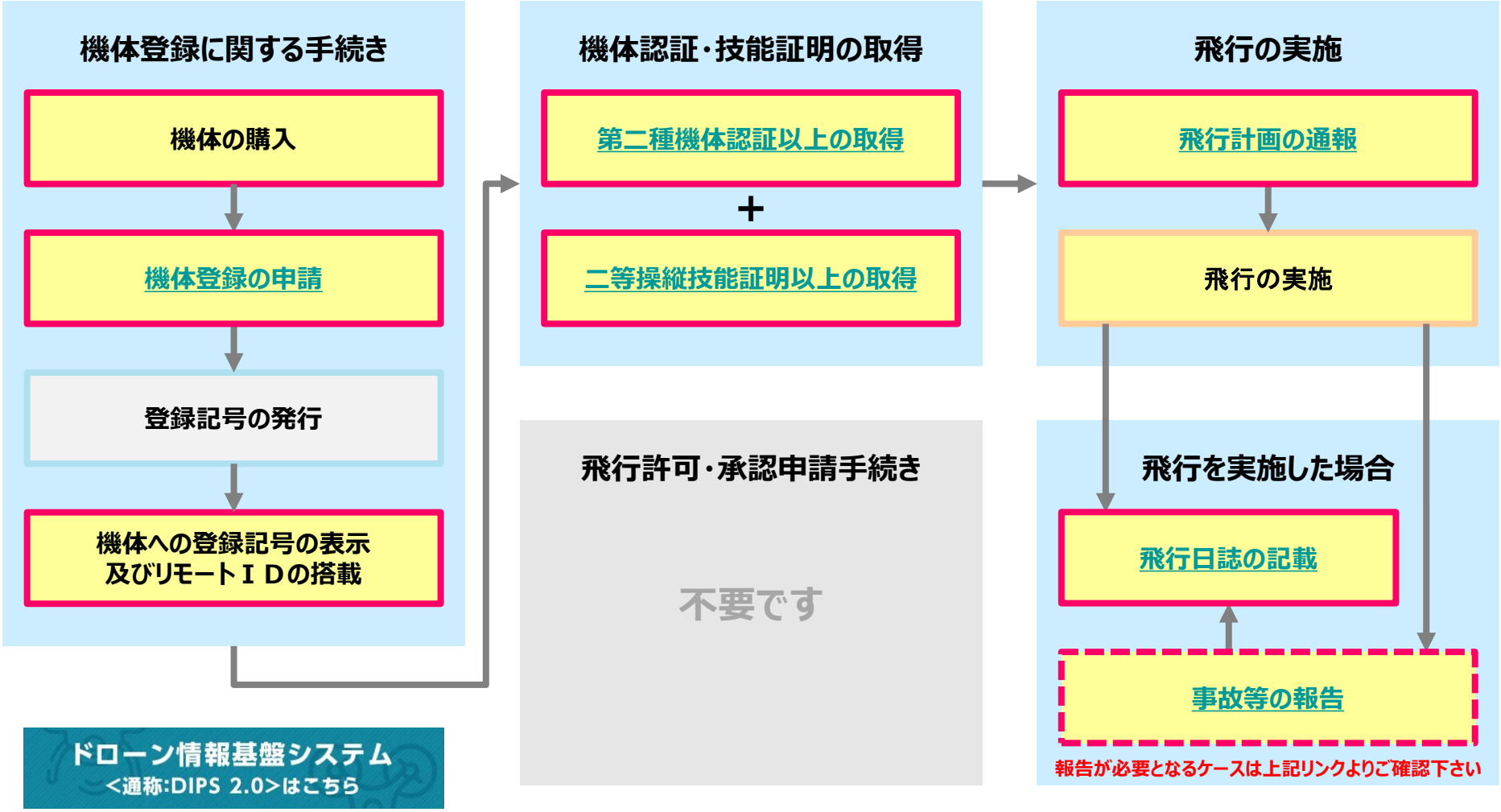
… 飛行者で**推奨**される手続き



… 国交省等が実施する手続き

無人航空機を屋外で飛行させるための手続き【カテゴリーII】

カテゴリーII（飛行許可・承認申請が**不要**な飛行）で飛行させる場合は以下の対応が必要です。
詳細な対応方法は、[航空局HP上部バナー](#)より各制度ページをご確認下さい。[カテゴリーの詳細はこちら](#)をご確認下さい。

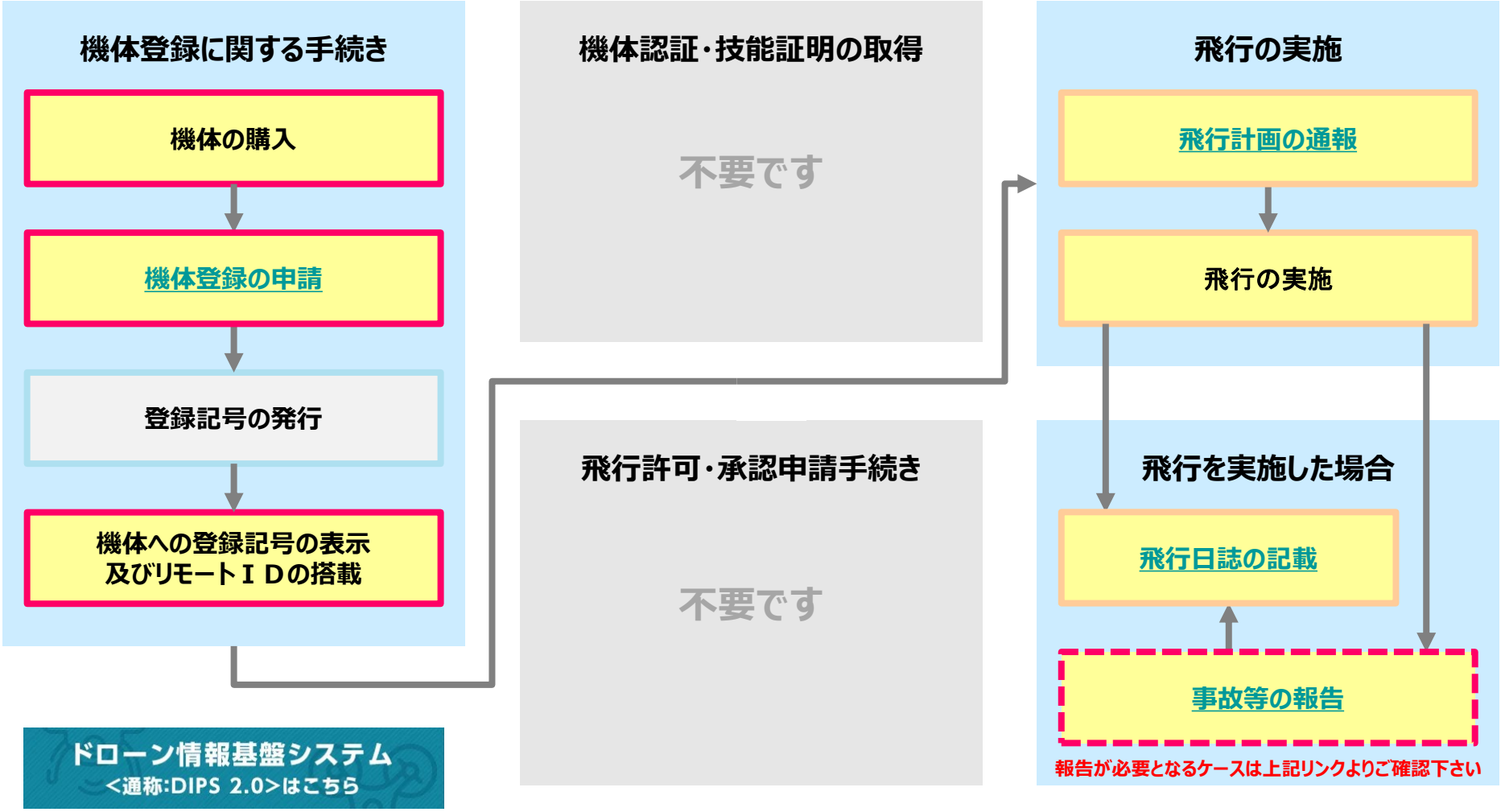


【凡例】

- ... 飛行者で**必要**な手続き
- ... 飛行者で**推奨**される手続き
- ... 国交省等が実施する手続き

無人航空機を屋外で飛行させるための手続き【カテゴリー I】

カテゴリー I で飛行させる場合は以下の対応が必要です。
詳細な対応方法は、[航空局HP上部バナー](#)より各制度ページをご確認下さい。[カテゴリーの詳細はこちら](#)をご確認下さい。



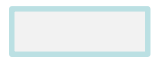
【凡例】



… 飛行者で**必要**な手続き



… 飛行者で**推奨**される手続き



… 国交省等が実施する手続き

参考：無人航空機の飛行におけるカテゴリー区分

飛行によるリスクの程度に応じて安全を確保した飛行を実現するため飛行形態に応じたカテゴリー区分を設定したところ、飛行する空域や飛行方法および各カテゴリー区分で求められる機体認証や操縦者技能証明等について下表にまとめる。

カテゴリー区分	第三者上空	飛行区分・方法		機体認証	操縦者技能証明	許可承認申請	飛行計画通報	飛行日誌作成	事故等の報告
		①	②						
Ⅲ	飛行する	●	●	第一種	一等	必要	必要	必要	必要
	飛行する	●	×	第一種	一等	必要	必要	必要	必要
	飛行する	×	●	第一種	一等	必要	必要	必要	必要
Ⅱ	飛行しない	●	●	なし	なし	必要	必要	必要	必要
	飛行しない	●	●	第二種以上	二等以上	必要	必要	必要	必要
	飛行しない	●	×	なし	なし	必要	必要	必要	必要
	飛行しない	●	×	第二種以上	二等以上	必要	必要	必要	必要
	飛行しない	×	●	なし	なし	必要	必要	必要	必要
	飛行しない	×	●	第二種以上	二等以上	不要	必要	必要	必要
Ⅰ	飛行しない	×	×	-	-	不要	推奨	推奨	必要

飛行区分・方法

①：空港周辺の空域、150m以上の空域、催し場所の上空、危険物の輸送、物件投下、総重量25kg以上

②：人口集中地区、夜間飛行、目視外飛行、人又は物件との距離30m未満の飛行

[航空局ホームページ「無人航空機の飛行許可・承認手続」](#)も合わせて参照ください。